

令和3年3月16日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する一般国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を変更する必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道2号の改築工事として整備を行ってきた木原道路（広島県尾道市から三原市に至るバイパス）の供用開始に伴い、木原道路の現道区間を指定区間から除外します。

路線名	除外区間	延長
一般国道2号	広島県尾道市正徳町 ^{おのみちし しょうとくちょう} 535番28～ 尾道市福地町 ^{ふくちちょう} 620番1	△0.3km
	広島県尾道市正徳町535番17～ 三原市糸崎 ^{みはら しいとさき} 8丁目206番2	△4.1km
	1路線（2区間）	△4.4km

3. スケジュール

- ・公布日：令和3年 3月19日（金）
- ・施行日：令和3年 4月 1日（木）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111
国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 小宮 允（内線37332）
国道・技術課 企画専門官 米村 享紘（内線37832）
直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）
F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）